

# 1. 社会福祉事業と社会福祉を目的とする事業

## 【社会福祉を目的とする事業】

地域社会の一員として自立した日常生活を営むことを支援する事業

- ・経営主体等の規制はなく、行政の関与は最小限

(例) 社会福祉事業従事者の養成施設の経営、給食・入浴サービス

## 【社会福祉事業】

社会福祉を目的とする事業のうち、規制と助成を通じて公明かつ適正な実施の確保が図られなければならないものとして、法律上列挙されている。

- 経営主体等の規制がある。
- 都道府県知事等による指導監督がある。
- 第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業に分類されている。

## 【社会福祉に関する活動】

必ずしも反復的・継続的に行われるものではない。

- 特段の規制はない。
- ボランティアなど、個人や団体による任意の活動。
- 住民の参加が重要。

# 2. 第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業

## 【第1種社会福祉事業とは】

利用者への影響が大きいため、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）

(例)

身体障害者療護施設、重症心身障害児施設、養護老人ホーム等の経営

### 経営主体

- 行政及び社会福祉法人が原則です。施設を設置して第1種社会福祉事業を経営しようとするときは、都道府県知事等への届出が必要になる。
- その他の者が第1種社会福祉事業を経営しようとするときは、都道府県知事等の許可を得ることが必要になる。
- 個別法により、保護施設並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、行政及び社会福祉法人に限定されている。

### 【第2種社会福祉事業とは】

比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）である。

（例）

保育所の経営、ホームヘルプ、デイサービス、相談事業  
経営主体

●制限はない。すべての主体が届出をすることにより事業経営が可能となる。

## 3. 社会福祉法人

（1）沿革：公益法人に対する特別法人として、社会福祉法人制度が創設された

- 社会福祉事業に対する社会的信用や事業の健全性を維持する上で、公益法人に代わる新たな法人制度を確立する必要がある
- 強い公的規制の下、助成を受けられる特別な法人として創設されました=憲法第89条の「公の支配」に属しない民間社会福祉事業に対する公金支出禁止規定を回避することができる

（2）社会福祉法人が行う事業

●社会福祉事業のほか、公益事業及び収益事業を行うことができる。

公益事業とは

- 社会福祉と関係のある公益を目的とする事業
- 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあつてはならない。
- その収益は社会福祉事業又は公益事業に充てなければならない。

（例）

●介護老人保健施設（無料低額老人保健施設利用事業を除く。）の経営

●有料老人ホームの経営

収益事業とは

- その収益を社会福祉事業又は一定の公益事業に充てることを目的とする事業
- 社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれがあつてはならない
- 事業の種類に特別の制限はありませんが、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるものや投機的なものは適当ではない

（例）

●貸ビルの経営

●駐車場の経営

●公共的な施設内の売店の経営

### （3）設立要件等

●社会福祉法人が、安定的で適正な運営ができるように、設立の際に、役員や資産等について一定の要件を課している

1 役員等に関する主な要件（「社会福祉法人審査基準」等による。）

#### ●理事

1. 定数は6名以上であること。
2. 各理事と親族等特殊の関係のある者が、一定数を超えないこと。
3. 社会福祉事業についての学識経験者または地域の福祉関係者が含まれていること。

#### ●監事

1. 定数は2名以上であること。
2. 監事のうち1名は財務諸表を監査しうる者、1名は社会福祉事業についての学識経験者または地域の福祉関係者であること。
3. 他の役員と親族等の特殊の関係がある者であってはならないこと。

#### ●評議員会

1. 措置委託事業または保育所経営のみを行う法人を除き、必置が原則。
2. 評議員の定数は理事数の2倍を超えること。
3. 法人の施設の整備または運営と密接に関連する業務を行う者が3分の1を超えないこと。
4. 地域の代表を加えること。
5. 利用者の家族の代表を加えることが望ましいこと。

2 資産等に関する主な要件

○社会福祉事業を行うために直接必要な物件について、

#### ●所有権を有していること、または

●国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが必要。

※都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、民間から敷地部分についてのみ貸与を受けることが認められる。

※すべての不動産について貸与又は使用許可を受ける場合には、1,000万円以上の基本財産を有していることが必要になる。

○施設を経営しない法人

原則として1億円以上（委託費等で安定的な収入が見込める場合は、所轄庁が認める額）の基本財産を有していることが必要。

3 所轄庁

○都道府県知事または指定都市もしくは中核市の長が所轄庁となる。

（ただし、その行う事業が2以上の都道府県の区域にわたった上で、1つの地方厚生局の所管内の場合は各地方厚生局長、2以上の地方厚生局にまたがる場合は厚生労働大臣が所轄庁となる）

#### （4）規制・監督と支援・助成

- 社会福祉法人については、規制・監督と支援・助成を一体的に行い、安定的な事業の実施を確保するための仕組みが制度化されている。

##### 規制・監督

- 社会福祉法人の設立の際には、必要な資産の保有や法人の組織運営等に関する一定の要件を課している。

- 適正な施設運営を確保するため、運営費の支出対象経費、繰入れ等に関する規制を行っている。

- 事業収入は原則として社会福祉事業にのみ充てられ、配当や収益事業に支弁できない。

- 法人の適正な運営を担保するため、役員の解職請求や法人の解散命令等の強力な公的関与の手段が法律上与えられている。

- 事業を実施するために寄付された財産はその法人の所有となり、財産分与（持分）は認められない。また、事業を廃止した場合の残余財産は、他の社会福祉法人または最終的には国庫に帰属する。

##### 支援・助成

- 施設入所者（利用者）の福祉の向上を図るため、社会福祉法人による施設整備に対し、一定額を補助しています。

（国：1/2 地方公共団体：1/4）

- 社会福祉事業の公益性にかんがみ、また、その健全な発達を図るため、法人税、固定資産税、寄付等について税制上の優遇措置が講じられている。

##### （例）法人税

○社会福祉法人は収益事業以外からの所得は非課税

○株式会社は所得の30%が課税

- 社会福祉事業の振興に寄与することを目的として、社会福祉法人の経営する社会福祉施設の職員等を対象とした退職手当共済制度を設けている。

○給付水準は国家公務員に準拠

○国及び都道府県による補助（各1/3）

## 社会福祉法人に関する最近の動向

### ●被災した社福の予算、理事長専決も可能に- 厚労省、弾力的な運営を事務連絡

厚生労働省は4月13日、東日本大震災で被災した社会福祉法人の運営について、今年度の予算・事業計画を議決する理事会の開催を保留し、理事長の専決としてもよいなどとする事務連絡を各都道府県などにあてて発出した。

事務連絡では、通常は理事会の同意を得なければならない予算・事業計画について、震災の影響により理事会開催が困難な状況が続く間は、理事長の専決で対応することを認めている。理事長専決を行った場合は、理事会を開催できるようになった段階で、専決に至った経緯などを事後報告し、議事録に残すことを求めている。

また、一部のデータの消失などで作成が困難な予算・事業計画の書類は、暫定的に作成してから補正予算や事業計画変更などで修正するといった対処も可能としている。震災の影響が著しく、データや資料の多くが失われて書類作成そのものができない場合には、書類作成を保留するといった弾力的な対応も必要としている。さらに、都道府県や市町村に対しては、過去に提出された書類を社福に提供するなどの協力を呼び掛けている。

（2011年04月14日 17:08 キャリアブレイン）

### ●社会福祉法人経営の問題点を指摘—東京都の経営適正化検討会

東京都の社会福祉法人経営適正化検討会は4月8日までに、都内の社会福祉法人の経営状況について分析し、その問題点を指摘した「中間のまとめ」を発表した。それによると、経営に問題を抱えた法人では、運営や資金繰りの状況を把握できないほど形骸化した法人本部や、法人の資産を流用する経営者も見られたという。今後、都では法人関係者を集めた研修を実施するなどして、問題の解決を目指す。

東京都によると、2008年度に社会福祉法人に対して指導検査を実施した総件数は250件。最も多かった内容は「経理事務処理が不適切」(78件)で、次いで「理事会等の開催が不適切」(44件)、「定款が不備または実態と不一致」(25件)となっている。

こうした状況を受け、同検討会では都福祉保健局指導監査部と協力し、都内の社会福祉法人の経営状況について改めて分析した。その結果、「計画的な人材育成が実現できず、利

用者サービスの質が低下している」「職務内容が不明な常務理事など、職名と業務の関連が疑われる役員が存在」「経営の公正性や透明性が確保できておらず、職員やサービスの質が確保できていない」などの問題の抱える法人が確認された。中には、「法人の資産と、個人の資産・債権が混同されている」「法人本部はあっても運営状況や資金繰りを掌握できていない」といった例もあった。

### ■ 「法人間の差が拡大」と都

同部の村田由佳指導調整課長は「一方で、極めて良好な経営を手掛ける法人も多く、問題を抱える法人との差が拡大している。今年度以降、理事会や法人本部の関係者を対象とした機能強化研修を実施するなどして、その差の解消に努めたい」と話している。

（2010年04月08日 19:53 キャリアブレイン）

### ●黒字ため込む社会福祉法人 復興事業への拠出議論を

松山幸弘 キヤノングローバル戦略研究所研究主幹  
純資産は13兆円規模 優遇に見合う役割果たせ

#### ＜ポイント＞

- 社会福祉法人の多くは事業拡大に消極的
- 黒字や純資産の合計額はトヨタを上回る
- 社会還元しなければ優遇受ける資格なし

（2011/7/7付 日本経済新聞）

### ●特養ホームの民間運営を特区内で容認 - 総合特区法案

政府は、現在は禁止されている民間事業者による特別養護老人ホーム（特養）の運営や工業地域内の病院建築を、区域限定での特例措置として認める総合特別区域法案を今通常国会に提出する。ライフサイエンスなど経済成長のエンジンとなる産業拠点の形成や、医療・介護などの資源活用による地域の活性化を促し、新成長戦略を実現する上での政策課題の解決に向けた突破口にする狙い。

政府は2月15日にも法案を閣議決定する。

総合特区は、「国際戦略総合特別区域」と「地域活性化総合特別区域」の2つを設定する。首相が本部長を務める閣内の総合特別区域推進本部が総合特区の基本方針を策定。地方公

共団体は民間からの提案を受けて特区の指定を申請し、基本方針に適合する区域が、国際戦略総合特区か地域活性化総合特区に指定される。

老人福祉法では、特養の運営を公共性の高い「第一種社会福祉事業」として規定。原則として国や地方公共団体、社会福祉法人に運営主体を限定している。これに対して法案には、PFI方式（民間資金の活用）での民間による運営を、地域活性化総合特区内で例外措置として認めることを盛り込む。

また、建築基準法の緩和を2種類の特区に共通の特例措置に位置付け、これらの区域では工業地域内でも病院を建築できるようにする。

特区の指定にあたっては、特養が不足しているかどうかなど事業の必然性を重視する。また、新たな特例措置や税制・財政・金融上の支援措置などを検討するため、国や地方公共団体、民間事業者らによる協議会の設置も特区ごとに認める。

（2011年02月12日 16:45 キャリアブレイン）